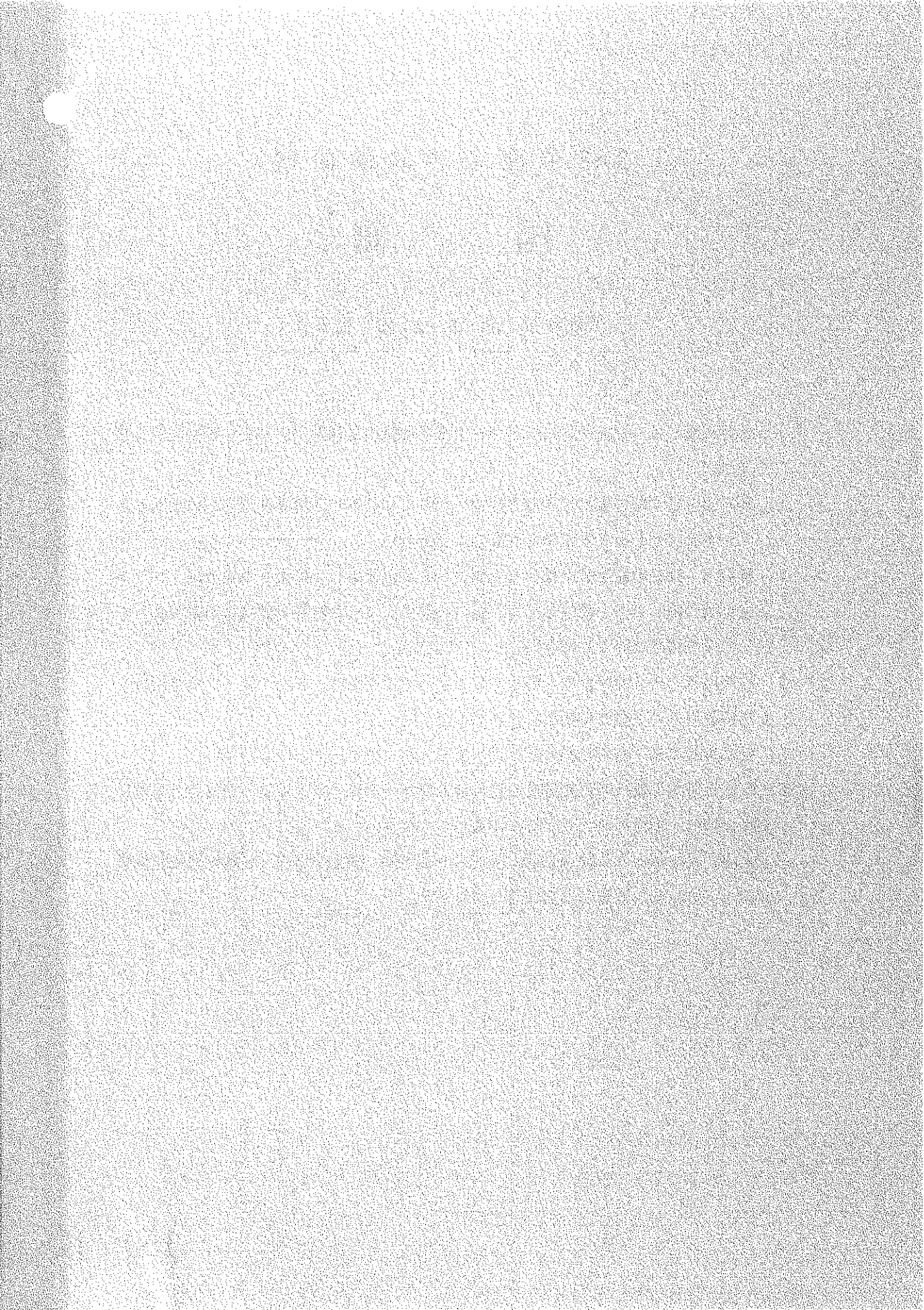


2018 年度 入学 試験 問題

国 語

(試験時間 13:15~14:15 60分)

1. 解答用紙には、記述解答用紙とマーク解答用紙の2種類がありますので注意してください。
2. 解答は、必ず解答欄に記入およびマークしてください。解答欄以外への記入およびマークは無効となりますので注意してください。
3. 解答は、HBの鉛筆またはシャープペンシルを使用し、訂正する場合は、プラスチック製の消しゴムを使用してください。特に、マーク解答用紙には鉛筆のあとや消しくずを残さないでください。
4. 解答用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。また、マーク解答用紙を記述解答用紙の下敷きを使用しないでください。
5. 解答用紙には、必ず受験番号と氏名を記入およびマークしてください。
6. マーク解答用紙への受験番号の記入およびマークは、コンピュータ処理上非常に重要なので、誤記のないよう特に注意してください。
7. 満点が100点となる配点表示になっていますが、国文学専攻（英語外部検定試験利用入試を除く）の満点は150点となります。



— 次の文章は、一九九一年に「少数民族論」の再検討 その可能性と条件」という題で発表されたものの一節である。これを読んで、後の間に答えなさい。(50点)

「差別論」や「少数民族論」の論拠は、現在、ある特徴的な性格を帯びるようになってきている。それはつぎのようなことだ。かつて、抑圧された「少数民族」の存在は、その社会制度(体制)が孕んでいる根本的な矛盾の現われであり、いわばその具体的な証拠だとみなされた。ところが現在ではそのような見方はほとんどリアリティを失っており、むしろ「少数民族」問題は、現にある社会がその理念から見て解決されるべきだが、にもかかわらずまだ克服されていない諸問題のひとつだと考えられているのである。

人種、民族、性、出自、障害などによってマイノリティへと押し込められ、差別、蔑視、権利上の不平等を蒙っていることを、マジョリティに対して「異議申立て」すること。ここに少数民族論の土台があるが、この問題が社会的に克服されるべき課題であることは、いまやいわば公認された世界的な趨勢だと言っている。現在、階級闘争や革命という展望は人々に受け入れられ難くなっているが、「少数民族」に対する差別や不平等をなくせという考え方にタテマエとして反対している理念はどこにもありえない。つまり、現在「少数民族」や「差別論」の根拠は、一方で開かれた自由主義的な社会理念に、もう一方で市民権的な理念に帰着することになるのである。

ところで、わたしはこのような時代の推移を悲観的に考えているわけではない。原則的に言えば、自由主義的な市民社会の表向きの(タテマエとしての)成熟が進むとすれば、それは「少数民族」の「異議申立て」の権利と機会をますます容易にするだろう。この進みゆきは、イデオロギー的な偏見を持ち込まないかぎり、基本的に「少数民族」の生活環境の改善に結びつくはずだ。だから、「差別語」や「差別現象」の存在を指摘し、告発糾弾する運動は、この開かれた市民社会の理念を後ろ楯とする「異議申立て」の運動として基本的には大きな意義を持っている。ところが、⁽¹⁾「異議申立て」の運動が現実社会に及ぼしている具体的な影響と効果を考えてみると、そこにひとつの新しい問題点が生じていることに気づかざるをえない。

それをわたしは少数者問題の「囲い込み」と呼んでみよう。「ちびくろサンボ」問題で現われたのは、「サンボ」という呼称や物語の内容が、ある人間にとって蔑視的だと感じられ、ある人間にとってはそう感じられないという事態である。「サンボ」という言葉が「差別語」であるかどうかを決定するのが「痛み」を感じる人間だとすると、極端に言えば、⁽²⁾ある事象が「差別」にあたるか否かは、一般の人間にとってその理由がはつきりしないまま、被差別者や運動団体が一方的に決定することになるだろう。⁽³⁾この問題のヤツカイさはいわゆる「差別語狩り」という事態に繋がっている。

「差別語狩り」という言葉が一般化したのは、ここ十年ほどのことだ。そしてこの語感がわたしたちに示しているのは、一般の人々にとって、差別的な言葉を指摘しその使用を告発する行為が、ある時期から、適切な「異議申立て」であることを逸脱していると感じられはじめた、ということであろう。わたしは差別語や差別現象の指摘がすべて「差別語狩り」という言葉でくられてはならないと思う。この指摘、告発をまったく封じるなら、「少数者」は「異議申立て」の手段を失ってしまうことは明らかだからである。

しかし、いま極端な「差別語狩り」を想定してみれば、それは、市民社会における差別的現象、そのあからさまな行為や態度の一切を、「禁じ手」にするように作用すると言える。そして法律や公的な慣習は、徐々にこの傾向に従うだろう。現代社会は、この「自由で開かれた社会」という理念に対抗的な理念を持たないからだ。だがこの場合、もし「少数者」の「異議申立て」がマジョリティにほんとうには受け入れられていず、「開かれた市民社会」というタテマエによってのみこの「禁じ手」が守られるとすれば、一体どういう事態が生じるだろうか。

答えは明らかである。「少数者」や「差別」の問題は、できるだけ触れないほうが賢明なタブーとして「囲い込まれる」のである。

「少数者」の生活上の諸権利は表向き保護され、向上するだろう。彼は公的にはマジョリティと対等な市民とみなされるだろう。だが、「少数者」に向けられるマジョリティの心意は、彼を市民社会における異人、「微付き」とみなすことをやめない。たとえば、「部落」出自の人間の市民権は、公的には明治以来一般人と同等である。彼らの市民としての諸権利は、在日朝鮮人

等々の場合とは違って、公的にはつねに保護され、配慮されつづけてきた。にもかかわらず、その「差別」は依然として根強く存在している。このことは、差別的行為に対する指摘や告発の運動がまだ不足しているということを必ずしも意味しない。むしろ彼らの「異議申立て」が(5) 的な理念としてだけ公認され、人々の心意においてはほとんど受け入れられていないこと、そのことよってまさしく問題として「困い込まれている」ことを意味しているのである。

もしも「差別語狩り」という現象が、その否定的ニュアンスにおいて現に存在するならば、それが意味するのは、いま見たような事態が根深く進行しているということである。そしてこの事態は、じつは、民族差別や部落差別の問題だけではなく、障害者や女性問題においても、まったく同じ困難として現われているはずだ。たとえば現在の反「ユウセイ思想」や「フェミニズム」論は、それを前にして、マジョリティに属する人間が表向きは反論しにくい主張である。しかし、わたしの見るところでは、これらの主張は、一般の健常者や男性に深い納得を与えてはいない。彼らはむしろそこに、自分たちに対するマイノリティに属する人間の怒りや反感の表現を見て取る。そしてこの怒りや反感の感覚はますます互いの了解を阻むものとなるのである。

いまでは、差別はこの世の当然のならわしであり、それをコンゼツ(7) することなどできない、と公然と主張する人間はほとんどいない。どんな人間もそれぞれの差異を認められて自由かつ対等に共存する条件を与えられるべきだ、というのが、現代社会の「大きなルール」である。しかし、わたしたちはこの「平等と対等」(8) の理念から出発すべきでない。「平等と対等」が与えられるべきだという理念から出発するかぎり、必ずタテマエと実際のダブルシンク(二重の基準)が生じ、このダブルシンクの分裂を決して埋められないからである。

差別という現象は、根本的には、人間的世界が人間独自の価値観の審級(上下の評価)によつて成り立っているという事実に由来している。(9) この価値観の審級(ルール)はある意味では無根拠だが、しかしある意味では必然的でもある。それぞれの文化において何が価値とされるかについては相当大きなバラつきがあり、これは文化相対性と呼ばれる。そういう意味では社会の価値観は無根拠だが、しかしどんな社会も必ずはつきりした価値の序列を持っているという点では、それは必然的なのである。

一切の価値の審級(上下関係)を取り払えば差別はなくなるが、そうなれば幻想的な価値のルールによつて成り立っている人

間社会そのものが存在しえないだろう。そこで差別の解消が主張される本質的な論拠は、上下的な価値観をなくすべきだという理念からは示されえない。その論拠は、社会の存立の要件をなさないような（つまり無根拠な）情性化した価値観はこれを取り扱うことは誰にとっても不都合でなく、しかも、社会自身にとってもそのことに積極的な意味がある、というところに定められるほうがよい。

何らかの差別の解消は多くの人間にとって、その価値観が社会的なルールとして「無根拠」であるばかりでなく、この価値観を保持していることが自身にとって有害でさえあるということが「納得」されたときに、はじめて実現する可能性（その条件）を持つ。つまり、個人や共同体が自らその「アイデンティティ」のありようを内在的に批判するときだけ、差別的な価値観のルールは捨て去られる可能性を持つ。原理的にはそのように考えられなくてはならない。

つまり、差別の解消は、その社会の成員が当然実現すべき義務であり、また「少数者」にとつての当然の権利であると考えるべきではない。そのように考えるならば、「困い込み」の事態は必ずより深く進行することになるだろう。差別の問題はむしろ、個人にとつても共同体にとつても、「差別的」な価値観を保持することが自身の「アイデンティティ」にとつて持つ意味を深く自己了解するためのひとつの機会だとみなされたほうがいいのである。

ここでわたしが提出した考え方は、差別の問題をひとつひとつ具体的に「対処」すべき現実的問題だと考えている人々にとつては、ひどく抽象的で迂遠な議論のよう^{うっせん}に受けとられるだろう。またこのような議論は具体的な運動や行為にとつてはマイナスに働く性格を持つ、と考える人もいるかもしれない。たしかに、さまざまな差別現象は、たえず現実的に「対処」されなくてはならない具体的な課題を持つていることはよく考慮されるべきだ。

だが、差別や少数者の問題の本質を考え、それが解消される「可能性」と「条件」を確定しておく試みは、具体的な反差別の運動や課題とつねに肩を並べている必要がある。なくなる可能性を持つている差別を現実^{じやんじつ}になくしていくうえで、この両者は互いにその条件を支え合っているからである。

かつて自分が在日朝鮮人であることを自覚したとき、わたしは周りの友人たちや知人たちから、「自分たちはどんな差別にも

反対する」という言葉を聞いた。むろんこのようなチキ¹⁰⁾を多く持てたことはわたしにとって幸運なことだったと思う。だが一方では、このような「善意の声」の向こう側に、この声が決して届かない大きな「俗世間」の壁が存在することは、わたしにとって動かせない実感でもあった。そしてこの実感は、わたしの世界像の底にたえずどんよりした「絶望」を滲^{にじ}ませていた。

現在、「どんな差別も存在すべきでない」という言葉は公認された理念となったが、この公的な理念はおそらく深いところで「少数者」に希望を与えないのである。『俗世間』とは、つまり、理屈と実際は違ふと感じ、「現実」がこうであることには大きな理由があると考え、リアリズムの世界である。この一般の人間が生きているリアリズムの壁を破って、差別の「無根拠」さと無用さを彼らが内的に了解するような「言葉」を生みだすこと、おそらくその「可能性」だけが、「少数者」の生に（その世界像に）深い希望を与える。

（竹田青嗣『エロスの現象学』による）

注 『ちびくろサンボ』問題……ヘレン・バナマンの創作童話の翻訳本『ちびくろサンボ』を一九八八年、出版元が自主的に絶版にしたことを契機に起こった議論のこと。

〔問一〕 傍線(3)(6)(7)(10)のカタカナを漢字に改めなさい。（楷書で一画一画を明確に書くこと）

〔問二〕傍線(1)「異議申立て」の運動が現実社会に及ぼしている具体的な影響と効果」とあるが、筆者はそれをどのようにとらえているか。その説明としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 差別語が用いられることは少なくなったが、差別の感情自体はむしろ増大している。
- B 少数者の市民権は認められたが、目に見えないところで差別があるのは変わらない。
- C 表面上差別的な言動は減ったが、少数者の抱える問題に対する理解は進んでいない。
- D 少数者は特別な人たちではなくなったが、開かれた社会の一員とはなりえていない。
- E 運動の正当性は認められるようになったが、自由で平等な社会は実現できていない。

〔問三〕傍線(2)「ある事象が「差別」にあたるか否かは、一般の人間にとってその理由がはっきりしないまま、被差別者や運動団体が一方的に決定することになるだろう。」とあるが、筆者は「差別」にあたるか否かを決めるにはどのようなことが望ましいと考えているか。もっとも適当な箇所を本文中から三十字以上三十五字以内で抜き出し、その最初と最後の五文字を答えなさい。(句読点等の記述記号も一字と数える)

〔問四〕傍線(4)「この語感」とあるが、筆者は「差別語狩り」という言葉にどのようなものを感じていると考えられるか。もっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 悪いものを見聞きしたくないという潔癖さ
- B 悪いものを追い回して退治しようとする狂気
- C 悪いものを探し出して指摘しようとする遊戯性
- D 悪いものを表面だけで判断する形式的な思考
- E 悪いものを正そうとするきまじめな正義感

〔問五〕 空欄(5)に入れるのにもっとも適当な漢字四字の語句を本文中から抜き出して答えなさい。

〔問六〕 傍線(8)「わたしたちはこの「平等と対等」の理念から出発すべきでない。」とあるが、筆者がどのように考える根本的な理由は何か。もっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

A この理念は、「少数者」が「多数者」に怒りや反感を持つことに繋がり、「多数者」も「少数者」に怒りや反感を持つてしまうから。

B この理念は、あらゆる差別のない社会の実現という高すぎる理想であり、現実には多くの人が差別に無関心になってしまうから。

C この理念は、平等と対等な社会を実現するために「少数者」の権利を尊重しすぎて、かえって逆の差別が生じる可能性があるから。

D この理念は、差別を義務と権利という問題に置き換えることになり、差別の具体的な課題がより見えづらくなる危険性があるから。

E この理念は、どのような社会にも価値の上下関係がある以上、あらゆる差別のない社会は存在しないという原理に反しているから。

〔問七〕 傍線(9)「この価値観の審級(ルール)はある意味では無根拠だが、しかしある意味では必然的でもある。」とあるが、これを「美しさ」を例に取って説明するとすれば、どのようなことになるか。もつとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 何を「美しい」とするかという基準は社会の中で偶然作られたものだが、それは強い規範性を持っているということ。
- B 何が「美しい」とされるかには必然性はないが、「美しさ」の基準は社会ごとに一貫していて変わらないということ。
- C あるものが「美しい」とされる合理的な理由はないが、「美しさ」の序列は社会の中で合理的とみなされるということ。
- D 「美しさ」はそのものの中に存在しているわけではないが、一旦認定されたものはいつまでも美しく見えるということ。
- E 「美しさ」という価値は人間が取り決めたことだが、どの社会にも共通する「美しさ」の基準は存在するということ。

〔問八〕 この文章の趣旨としてもつとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 差別語を禁じるとはその言葉で痛みを感じる人間にとっては良いことで、少数者の権利の拡大にもつながる。だが、すべての差別語をなくすことはできないので、社会の存立に不都合な差別語から順次禁じていくことが望ましい。
- B 差別をなくそうとして差別語を禁じて、差別は表面上消えるだけで、少数者には絶望感が生じる。社会のありようを考えて、現在の社会では情性化している差別を社会の成員が納得できるように形でなくしていくことが望ましい。
- C 差別への異議申立ては、少数者が傷ついていることを多数者に対して伝える契機として大事である。ただ、差別語を禁じるだけでは、少数者は困り込まれることになるので、差別語を禁止するより、社会全体での合意形成が望ましい。
- D 差別は現代では社会制度の問題としてはとらえられず、克服されるべき課題のひとつとされている。差別を排して平等と対等の理念を実現するためには少数者の怒りを多数者が深く理解して、社会の仕組みを改めていくことが望ましい。
- E 差別には歴史があり、理屈では説明できないこともあるので、現実には差別語をすべて禁じることはできない。したがって、現在の社会にとってどれが無用で有害な差別語であるかを社会全体で検討した上で禁じていくことが望ましい。

二 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。(30点)

ふたところの御おぼえども、とりどりに、いどみたまへり。上はよろづの事にすぐれて絵を興あるものに思したり。立てて好ませたまへばにや、二なく描^かかせたまふ。齋宮の女御、いとをかしう描かせたまひければ、これに御心^{みこころ}移りて、渡らせたまひつ⁽¹⁾つ、描きかよはさせたまふ。殿上の若き人々もこの事まねぶをば、御心とどめてをかきものに思ほしたれば、まして、をかしげなる人の、心ばへあるさまに、まほならず描き⁽²⁾すさび、なまめかしう添ひ臥して、とかく筆うちやすらひたまへる御さま、らうたげさに御心しみて、いとしげう渡らせたまひて、ありしよりけに御思ひまされるを、権中納言聞きたまひて、あくまでかどどしく今めきたまへる御心にて、我人に劣りなむやと思しはげみて、すぐれたる上手^{じやうず}どもを召し取りて、いみじくいましめて、またなきさまなる絵どもを、二なき紙どもに描き集めさせたまふ。「物語絵こそ心ばへ見えて見どころあるものなれ」とて、おもしろく心ばへあるかぎりを選びつ⁽³⁾つ描かせたまふ。例の月次の絵も、見馴れぬさまに言の葉を書きつづけて、御覽せさせたまふ。わざとをかしうしたれば、またこなたにてもこれを御覽するに、心やすくも取り出でたまはず、いといたく秘めて、この御方へ持て渡らせたまふを惜しみ領じたまへば、大臣聞きたまひて、「なほ権中納言の御心ばへの若々⁽⁴⁾しさこそあらたまりがたかめれ」など笑ひたまふ。

「あながちに隠して、心やすくも御覽せさせず、悩ましきこゆる、いとめざましや。古代の御絵どものはべる、まゐらせむ」と奏したまひて、殿に古きも新しきも絵ども入りたる御厨子^{くし}ども開かせたまひて、女君ともろともに、今めかしきはそれぞれと選り⁽⁵⁾りととのへさせたまふ。長恨歌・王昭君などやうなる絵は、おもしろくあはれなれど、事の思みあるはこたみは奉らじと選りとどめたまふ。かの旅の御日記の箱をも取り出でさせたまひて、このついでにぞ、女君にも見せたまつりたまひける。心深く知らで今見む人だに、すこしもの思ひ知らむ人は、涙惜しむまじくあはれなり。まいて忘れがたく、その世の夢を思ひさますをりなき御心どもには、とり返し悲しう思し出でらる。今まで見せたまはざりける恨みをぞ聞こえたまひける。

〔源氏物語〕絵合巻による

注 ふたところ……冷泉天皇の妻である弘徽殿こうきでんの女御と齋宮の女御。 上……冷泉天皇。

権中納言……弘徽殿の女御の父。 月次の絵……一月から十二月までのそれぞれの月の風物や行事を描いた絵。

大臣……齋宮の女御の養父、光源氏。 女君……光源氏の妻、紫の上。

長恨歌……唐の玄宗皇帝と楊貴妃の悲恋を題材にした長詩。 王昭君……漢の元帝に仕えた官女の悲話。

かの旅の御日記……須磨・明石に流離した時に描いた絵日記。

〔問一〕 傍線(1)「つつ」を別の言葉で表現している部分を本文中より探し、五字以内で抜き出しなさい。

〔問二〕 傍線ア～オの「させ」のうち、品詞の異なるものをひとつ選び、符号で答えなさい。

- A ア
- B イ
- C ウ
- D エ
- E オ

〔問三〕 傍線(2)(3)(5)の語句の解釈としてもっとも適当なものを左の各群の中から選び、符号で答えなさい。

(2) 「まほならず描きすさび」

- | | |
|---|-----------------|
| A | 脇目もふらず完全をもとめて描き |
| B | 型どおりでなく気ままに描き |
| C | 正面を見ずよそ見をして描き |
| D | 真剣に心をこめて描き |

(3) 「筆うちやすらひたまへる」

- | | |
|---|-----------------|
| A | 筆を打ち込んだり休めたりなさる |
| B | 筆をやすやすとお運びになる |
| C | 筆を穏やかにお運びになる |
| D | 筆を休めていらっしゃる |

(5) 「その世の夢を思しさますをりなき御心ども」

- | | |
|---|---------------------------|
| A | 須磨・明石に下った源氏と限られたお供の者たちのお心 |
| B | 昔の楽しかった頃を忘れられない源氏と紫の上のお心 |
| C | 当時の事情を知らない人々と紫の上のお心 |
| D | 別離の悲しさを忘れられない源氏と紫の上のお心 |

〔問四〕

傍線(4)「若々しさ」には、光源氏のどのような心情がこめられているか。適当なものに対してはA、不適當なものに対してはBの符号で答えなさい。

ア 劣等感

イ 嫉妬

ウ 皮肉

エ 揶揄

オ 羨望

〔問五〕 次のア～オのうち、本文の内容に合致しているものに対してはA、合致していないものに対してはBの符号で答えなさい。

- ア 天皇と齋宮の女御は、共通する趣味の絵を描き交わすことで心を通わせた。
- イ 齋宮の女御は絵が上手く、女御が描いた美しい自画像を見て、天皇の愛情は齋宮の女御に移った。
- ウ 権中納言は気が強く負けず嫌いで、天皇の愛情を自分の娘に引き戻すために、特別にすばらしい絵を新調した。
- エ 天皇は新調の絵に興味を示したが、狭量な権中納言は見せ惜しみ、娘の部屋からの持ち出しを許さなかった。
- オ 須磨・明石でのわび住まいを描いた絵日記を、源氏が天皇に差し上げてしまったので、紫の上は恨めしく思った。

〔問六〕 本文の趣旨としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 天皇の寵愛をめぐる後宮の争いを通して、嫉妬や陰謀から逃れられない人間のおどろおどろしい本性を暴き出すこと。
- B 溺愛する娘のために、外間もはばからず軽挙妄動におよぶ権中納言の人間くさい人物像を、面白おかしく戯画化して描くこと。
- C 天皇の寵愛をめぐる後宮の争いは、親の政治権力によってではなく、つねに女性本人の人間的魅力によって決まるものだけということ。
- D 齋宮の女御が天皇の寵愛を勝ち取ったのは、感動的だが縁起の悪い絵を差し上げなかった養父源氏の深謀遠慮によるものだと、源氏を賛美すること。
- E 天皇の寵愛をめぐる後宮の争いは、単に女性個人の争いとどまらず、家門の繁栄、家門の政治権力の獲得にむずびついでいるとらうこと。

三 次の文章を読んで、後の間に答えなさい。(設問の都合上、返り点・送り仮名を省いた箇所がある) (20点)

立身^ハ以^テ力^ヲ学^ブ為^シ先^ト、力^ヲ学^ブ以^テ読^ム書^ヲ為^シ本^ト。今取^リ六^ノ経^ヲ及^ビ『論語』、『孟子』、『孝経』、以^テ字^ヲ計^ス之^ヲ。『毛詩』三万九千一百二十四字、『尚書』二万五千七百字、『周礼』四万五千八百六十六字、『礼記』九万九千二十十字、『周易』二万四千二百七十七字、『春秋左氏伝』一十九万六千八百四十五字、『論語』一万二千七百七字、『孟子』三万四千六百八十五字、『孝経』一千九百三十三字。且^シ以^テ中^ノ才^ヲ為^シ率^ト。⁽¹⁾若^シ日^ニ誦^ム三^ノ百^ノ字^ヲ、不^レ過^シ四^ノ年^ノ半^ヲ可^シ畢^ス。或^ハ以^テ天^ノ資^ヲ稍^ヤ鈍^ク、減^シ中^ノ才^ノ之^ノ半^ヲ、日^ニ誦^ム一^ノ百^ノ五^ノ十^ノ字^ヲ、亦^チ止^ム。⁽²⁾可^シ畢^ス。苟^シ能^ク熟^ク読^ム而^{シテ}温^ク習^ス之^ヲ、使^シ入^リ耳^ニ著^ク心^ニ、久^ク不^レ忘^ル失^ス。全^ク在^ル日^ニ積^ム之^ノ功^ニ耳^ト。里^ノ諺^ニ曰^ク、『積^ム糸^ヲ成^シ寸^ヲ、積^ム寸^ヲ成^シ尺^ヲ。寸^ヲ尺^ヲ不^レ已^マ、遂^ニ成^シ丈^ニ匹^ニ。』此語雖^シ小^{ナリ}、可^シ以^テ喻^ス大^{ナリ}。後生勉^ム之^ヲ。⁽⁴⁾

(鄭耕老「勸学」による)

注 力学……努力して学ぶこと。 中才……普通程度の能力。 率……基準。 誦……暗誦あんじゆうすること。

天資……素質。 里諺……ことわざ。 寸尺……布が短いこと。 丈匹……布が長いこと。

後生……年の若い者。

〔問一〕 傍線(1)「若」の読みを平仮名で書きなさい。(平仮名以外に何も書かないこと)

〔問二〕 空欄(2)に入る語としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 一年 B 三年 C 四年半 D 七年 E 九年

〔問三〕 傍線(3)「久不ニ忘失。」の解釈としてもっとも適当なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 長い間忘れることがない。
B 長く経たてば忘れてしまう。
C 時の長さを忘れはしない。
D 時間をかけないと忘れる。
E 時間はかかるが忘れない。

〔問四〕 傍線(4)「可以喻大」は「もつてだいをたとふべし」と読む。これに従って、解答欄の原文に返り点を付けなさい。(返り点以外に何も書かないこと)

〔問五〕 本文の趣旨に合致するものを左の中からひとつ選び、符号で答えなさい。

- A 立身出世のためには努力して勉強することが必要であり、最初に学ぶべき対象は、儒教の経典である。
- B 立派な人になるには努力して書物で勉強することが重要であり、勉強は日々の積み重ねが重要である。
- C 勉強するには、各自の能力に見合った時間をかけることと、先達の教えをいかすことが、重要である。
- D 普通以下の能力の持ち主は、暗誦には時間がかかっても、結果として内容を長い間忘れることがない。
- E 勉強は毎日続けたとしても成果がわかりにくいので、糸で大量の布を織り上げるよりも精神力がある。



(

